「BML780 MDT06-221 株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和3年3月24日~令和3年4月22日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 1件
- 4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報**

- ・どんな目的であっても、遺伝子組み換え品には反対ですが、今回のような、たかが「パンの品質向上」のために使うのには賛成できません。正攻法で高品質のパンを作れば済みます。人工添加物や遺伝子組換え品に頼った食品づくりではなく、素材そのものの味を生かす製法に回帰してほしいものです。
- ・いくら、1日当たりの摂取量が僅少とはいえ、わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中期的な影響はまだまだ判断できないはずです。遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべきです。
- ・参照資料の半数は、申請者が提出した資料。申請者の出した資料は、通りやすいように何らかの改変や「いいとこどり」などがあるものであり、それを完全否定できない限り社内資料を評価に用いるべきではない。
- ・日本ではすでに 400 近い遺伝子組換え 成分が承認されており、この数字はダント ツの世界一のレベルと思われるが (違って いたら訂正ください)、これ以上増やすの はやめていただき、いったんすべての遺伝

食品安全委員会の回答

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価をは、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。

また、食品健康影響評価は、申請者の 提出した資料をもとに行いますが、これ までの科学的知見や海外での評価結果 も踏まえ、資料の内容についての問題 点、疑問点については説明や再提出を求 めるとともに、調査会の審議において、 資料の内容が不足していると判断され た場合は、追加試験等のデータを含め必 要な追加資料の提出を求めています。

本添加物については、「遺伝子組換え 微生物を利用して製造された添加物の 安全性評価基準」(平成16年3月25日 食品安全委員会決定)に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれは ないと判断しました。

| 子組換え品の流入を停止いただきたい。 | なお、遺伝子組換え食品等の使用に関 |
|--------------------|--------------------|
| | する御意見は、リスク管理に関するもの |
| | と考えられることから、厚生労働省へお |
| | 伝えします。 |

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。